障害者雇用に知見を有する者の紹介・派遣等を行うことにより、障害特性を踏まえた適正な雇用管理や職場環境の提供を支援する。

加えて、中央障害者雇用情報センターにおいて、専門家による合理的な配慮を踏まえた雇用管理・就労支援機器の相談等への対応や、また、障害を理由とした差別、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮に問題が生じている場合について、障害者雇用調停会議等による迅速な解決を図る。

9　関係機関との連携等

障害者基本計画に基づき、本人の意欲・能力に応じた一般雇用への移行を図るほか、特別支援学校等卒業生や精神障害者の雇用を促進するため、公共職業安定所を中心とした「チーム支援」を推進することや、地域障害者職業センターにおける地域の就労支援を担う人材の育成その他の関係機関に対する助言・援助等をより積極的に行うこと等により、福祉、教育、医療等の関係機関との間の連携・支援を強化する。

また、特に、知的障害者や精神障害者は、職場環境を始めとする環境の変化による影響を受けやすいこと、地域における社会生活面での配慮が不可欠であること等から、地域レベルにおいて、障害者就業・生活支援センターや地方公共団体、社会福祉法人、ＮＰＯ等の民間部門との連携も図りつつ、生活全般に関わる支援を行うこととする。

このような点を踏まえ、障害者の職業生活に関わる社会環境を地域に根ざした形で、住宅、交通手段等も含め総合的に整備していくことが重要であり、これに対する援助措置の充実に努める。

10　障害者雇用に関する啓発、広報

障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るためには、国民一人一人の障害者雇用や障害者の職業能力開発、技能の向上の重要性に対する理解や、障害者が一定の配慮・支援があれば就労や職場復帰が十分可能であることについての理解を高めることが不可欠であることから、事業主団体、労働組合、障害者団体の協力も得ながら、事業主、労働者、障害者本人及びその家族や福祉、教育、医療に携わる者等を含め広く国民一般を対象とした啓発、広報を推進する。

また、実際に多くの事業主が障害者の雇用に積極的に取り組んでおり、これらの取組を好事例として収集し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者雇用リファレンスサービスの充実等を通じて周知・広報等を行うとともに、このような事業主が社会的な評価を得られるような広報を推進することにより、障害者雇用の取組の一層の拡大を図る。

11　研究開発等の推進

障害者雇用の実態把握のため、基礎的な調査研究や統計データの収集・整理を計画的に推進する。また、職業リハビリテーションの質的向上、職業リハビリテーションに関する知識及び技術の体系化、障害者の職域拡大及び職業生活の向上を図るため、障害の種類及び程度ごとの障害特性、職業能力の評価、職域の開発・拡大、雇用開発等の障害者雇用に係る専門的な研究を事業主団体等の協力も得て計画的に推進する。さらに、雇用の分野と福祉、教育、医療の分野との間の円滑な移行を確保する上での問題等障害者の雇用に関する今後の課題に関する研究を積極的に推進することに加え、職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を作成するとともに、障害の特性に応じた効果的な活用及びその指導法の研究開発に努める。

また、発達障害や難病等に起因する障害を含めた障害・疾患等について雇用管理に関する情報の収集、蓄積等に努めるとともに、難病患者等の職業生活上の困難さを把握・判断するための研究を行う。

あわせて、これらの研究成果については、十分に施策に反映させるとともに関係者に積極的に提供する等、その活用に努める。

12　国際交流、国際的な取組への対応等

障害者権利条約を踏まえ、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めること等を内容とする法の規定の着実な実施を図る。

また、「アジア太平洋障害者の十年（2013―2022）」の行動計画として平成24年11月に採択された「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川戦略」に基づき、障害者問題に関する国際的な取組に参加することにより、我が国の国際的地位にふさわしい国際協力を推進する。

○厚生労働省告示第百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一　以外のもの（次に掲げる患者を除く。） イ　介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型共同生活介護を行う事業所（以下「介護老人保健施設等」という。）に入所している者（イに掲げる者を除く。） ロ　介護老人保健施設等に入所している者以外の者であって、訪問診療を受けているもの（イに掲げる者を除く。）	一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一第一章第一部に規定する点数 ロ　別表第一第二章第一部に規定する点数 ハ　別表第一第二章第二部に規定する点数 ニ　別表第一第三部に規定する点数 ホ　別表第一第四部に規定する点数 ヘ　別表第一第五部に規定する点数 ト　別表第一第六部に規定する点数 チ　別表第一第七部に規定する点数 リ　別表第一第八部に規定する点数 ヌ　別表第一第九部に規定する点数 ル　別表第一第十部に規定する点数 ヲ　別表第一第十一部に規定する点数 ワ　別表第一第十二部に規定する点数 カ　別表第一第十三部に規定する点数 ヨ　別表第一第十四部に規定する点数 タ　別表第一第十五部に規定する点数 レ　別表第一第十六部に規定する点数 ソ　別表第一第十七部に規定する点数 ツ　別表第一第十八部に規定する点数 ネ　別表第一第十九部に規定する点数 ナ　別表第一第二十部に規定する点数 ラ　別表第一第二十一部に規定する点数 ム　別表第一第二十二部に規定する点数 ウ　別表第一第二十三部に規定する点数 ヰ　別表第一第二十四部に規定する点数 ノ　別表第一第二十五部に規定する点数 オ　別表第一第二十六部に規定する点数 ク　別表第一第二十七部に規定する点数 ヤ　別表第一第二十八部に規定する点数 マ　別表第一第二十九部に規定する点数 ケ　別表第一第三十部に規定する点数 フ　別表第一第三十一部に規定する点数 コ　別表第一第三十二部に規定する点数 エ　別表第一第三十三部に規定する点数 テ　別表第一第三十四部に規定する点数 ア　別表第一第三十五部に規定する点数 サ　別表第一第三十六部に規定する点数 キ　別表第一第三十七部に規定する点数 ユ　別表第一第三十八部に規定する点数 メ　別表第一第三十九部に規定する点数 ミ　別表第一第四十部に規定する点数 シ　別表第一第四十一部に規定する点数 ヱ　別表第一第四十二部に規定する点数 ヒ　別表第一第四十三部に規定する点数 モ　別表第一第四十四部に規定する点数 セ　別表第一第四十五部に規定する点数 ス　別表第一第四十六部に規定する点数 ン　別表第一第四十七部に規定する点数 二　別表第一及び別表第二に規定する点数
二　区分番号Ｂ００５の４に掲げる退院時共同指導料を算定すべき療養を行う保険医療機関に入院している患者であって、当該保険医療機関の保険医の指導を受けて在宅療養を行うもの（以下「在宅療養患者」という。）又は在宅療養患者であって、当該保険医療機関の保険医の指導を受けて介護老人保健施設等に入所するもの	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一及び別表第二に規定する点数 二　別表第三区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を除く。）に掲げる在宅患者連携指導料 ハ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　区分番号Ｃ００３に掲げる訪問歯科衛生指導料 イ　区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者連携指導料 五　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの 四　別表第一第二章第三部から第13部までに規定する点数 ハ　区分番号Ｃ０１０に掲げる在宅患者連携指導料 ロ　導料区分番号Ｃ００９に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料 イ　導料区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 三　掲げ別表第一第二章第二部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの 二　別表第一第二章第一部に規定する点数 一　別表第一第一章第一部に規定する点数 次に掲げる点数が算定されるべき療養 六　患者別表第三に規定する在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定すべき療養（区分番号１５に掲げる在宅